「今まで大丈夫だったから」は通用しません!

必ず守ろう!

林野火災注意報・林野火災警報発令時の火の使用制限

「林野火災注意報・林野火災警報」を知っていますか？空気が乾燥したり、風が強くなったりしたときに、火災を防ぐため、火の取り扱いに注意を呼び掛けるものです。

近年、全国各地で大きな山火事が発生しています。その原因の多くは、たき火や野焼きなど、人為的な火の取り扱いと考えられています。

気候や自然環境が変化するなか、「これまで火事にならなかったから大丈夫」は通用しません。小さな火が、大切な家や人の命を奪うこともあります。


岡山県での山火事

どんな気象状況で発令するの？

林野火災の予防上

注意が必要と認められるとき
- ◆雨量が少ない
- ◆乾燥注意報発令

→ 発令 → **林野火災注意報**

危険な状況と認められるとき
- ◆林野火災注意報
- ◆強風注意報発令

→ 発令 → **林野火災警報**

林野火災注意報・警報が出たら

- 火入れをしない
- 煙火（花火）をしない
- 火遊び・たき火をしない
- 屋外において、燃えやすいものの付近で喫煙しない

「林野火災警報」発令時に違反したら、30万円以下の罰金または拘留!



たき火など、屋外で火を使用する場合は、消防署に届け出が必要です

「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」を行ってください。この届け出は、消防が誤報による出動の防止と行為者に対して事前に防火に関する指導を行うことを目的としています。

※消防が焼却行為に対し許可するものではありません。

電話または書面により安芸高田消防署（☎42-0931）へ届け出てください

届出の様式　発令基準など

予防課　☎42-3951　お太助フォン 42-3952　📠47-1191　市ホームページ▶

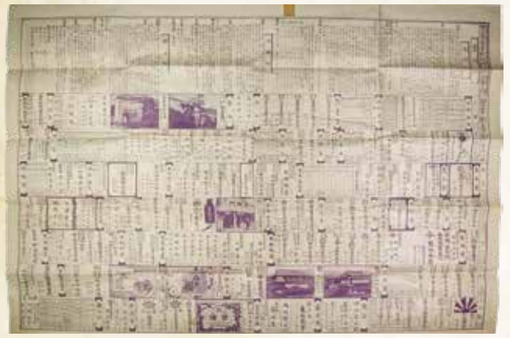
大日本東京交通社 職業別明細図

1928（昭和3）年　歴史民俗博物館蔵
（54.7cm×78.8cm）

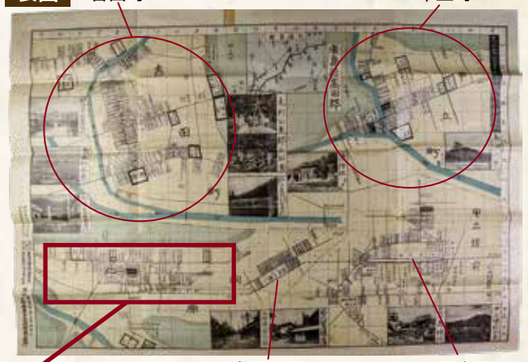

安芸高田市歴史民俗博物館
学芸員 古川 恵子

シリーズ「博物館コレクション」第36回

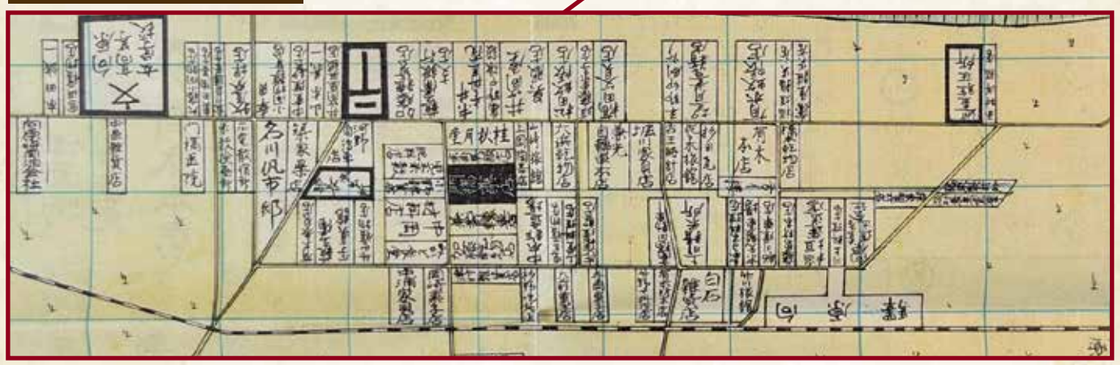
裏面



表面



向原駅周辺部分拡大（表面）



1928年に大日本東京交通社によって発行された職業別明細図の高田郡編です。

高田郡といっても掲載されているのは吉田町商店街と甲立町中心部、当時小田村だった甲立駅と吉田口駅周辺、そして向原駅周辺（当時坂村）のみです。

表面は商店、病院、官公庁、寺社、学校などの位置図で交通の略図も載っています。裏面は吉田町と小田村・甲立町の紹介（なぜか向原は無し）と職業別索引となっています。目を引くのは「菓子商」の多さで、33軒もあるのは贈答用として需要が高かったのでしょうか。「旅館 料理 置屋」（置屋とは芸者を抱え料理屋などからの依頼で宴席に派遣する家）にいたっては合わせて48軒が確認できます。両面に名所や学校、商店などの写真も掲載されており、写真の少ない時代の貴重な情報となります。

芸備線の開通で人や物の往来が活発となり駅周辺には商店などが集まりました。郡の中心でありながら鉄道を通すことができなかった吉田町も吉田口駅や広島へのバス路線で町を発展させようとしました。

一方でまだ人々の生活圏が狭かったこの時代は多種多様な商売が地域で成り立っていました。この図からは当時の町の活気が伝わってきます。

本図は歴史民俗博物館企画展「安芸高田芸備線物語」に展示中です。

※企画展会期は12月7日（月）まで。